

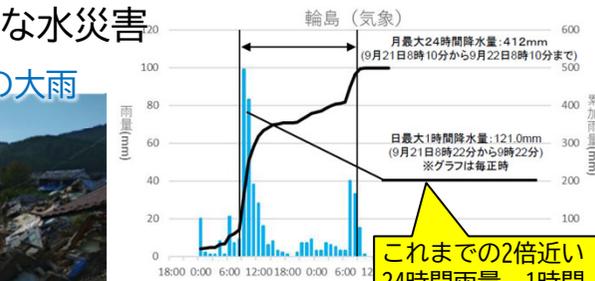
日野川における 特定都市河川の指定に向けて

令和7年3月19日
福井河川国道事務所

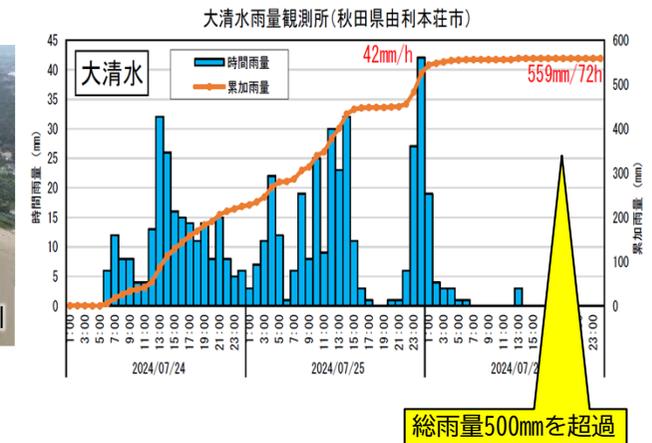
- 短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、今後さらに気候変動による**水災害の激甚化・頻発化が予想されることから「流域治水」への転換**が必要。
- 日野川流域でも、令和3年7月に志津川、令和4年8月に鹿蒜川で堤防が決壊するなど、大雨による甚大な被害が発生。気候変動による水害リスクに備えるためには、日野川流域で**特定都市河川指定の活用**を行い、「流域治水」をさらに**進めていく**必要がある。

令和6年の主要な水災害

令和6年9月21日からの大雨



令和6年7月25日からの大雨



流域治水の推進

流域治水:流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

これまでの対策の加速化
(行政)



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・居住の誘導(高台への移転等)
- ・建築物構造の工夫(ピロティ化等)

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・浸水ハザード情報の提供 等
- さらなる対策
(行政+住民+企業)

日野川における近年の主な被害 (2ページを参照)

気候変動による降雨量等の増大

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

特定都市河川浸水被害対策法改正の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定。
- 近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の**実効性を高める法的枠組み**として、令和3年に改正された。

■ 特定都市河川浸水被害対策法の全体像

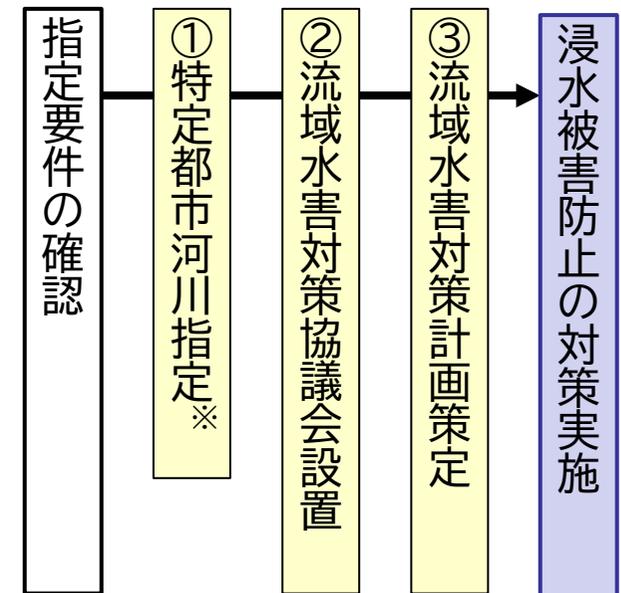
平成15年制定時の主な制度

対象：市街化率が約5割以上の都市部を流れる河川等。

- ・流域水害対策計画の策定
- ・河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備
- ・保全調整池の指定
- ・雨水浸透阻害行為の許可等



■ 特定都市河川指定から対策実施までの流れ



- ※指定に伴い必要となる事務
- ・雨水浸透阻害行為の許可
(審査事務: 県・福井市、受付事務: 各市町)
 - ・基準降雨の公示 (県)

特定都市河川の指定によってできること

計画に基づくハード対策の加速化

- ✓ 流域水害対策計画に位置付けた**ハード対策に予算を重点措置**
- ✓ 下水道管理者等による貯留施設の整備やソフト対策等の充実、雨水貯留浸透施設の整備の**交付対象要件の緩和**

雨水流出の抑制

- ✓ 自治体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備への**補助率嵩上げ**や**認定制度（補助、税減免）**による支援
- ✓ 一定規模以上の**雨水浸透阻害行為（開発等）**に対する**対策の義務付け**

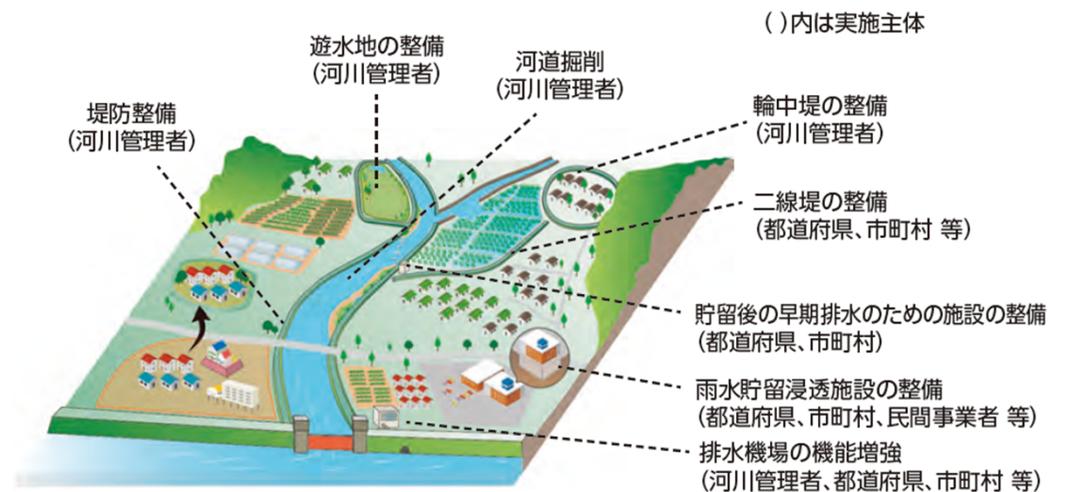
流域における貯留機能の保全

- ✓ 洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地等を「貯留機能保全区域」に指定し**開発時の届出を義務付け**（所有者には税減免により負担軽減）

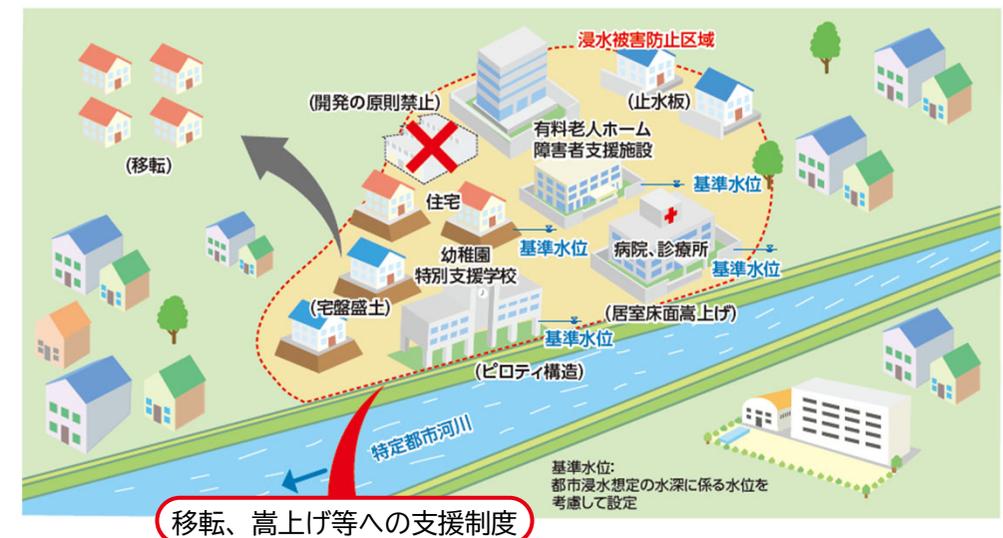
水害リスクを減らすまちづくり、住まい方の工夫

- ✓ 浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を「浸水被害防止区域」に指定し、**住宅や要配慮者施設等の安全対策の確認（許可制度）**や、移転等を支援

■ 特定都市河川におけるハード対策（河川）の例

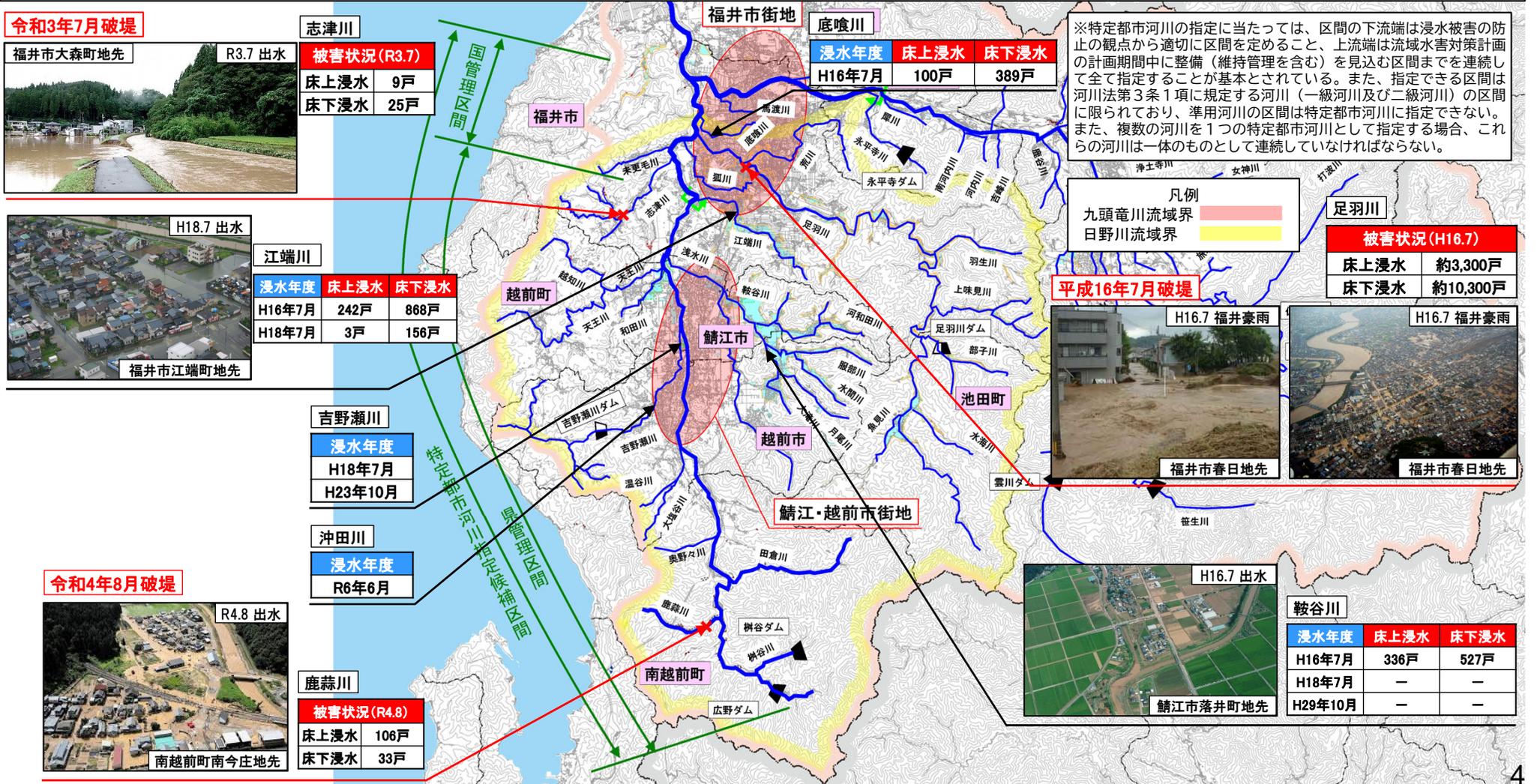


■ 浸水被害防止区域のイメージ



日野川における近年の主な被害、及び特定都市河川指定の候補区間

- 日野川流域では、福井市街地を流れる下流部から、鯖江・越前市街地を貫流する中流部、令和4年8月に決壊した上流部の鹿蒜川や令和3年7月に決壊した志津川等の支川を含め、**流域全体で大雨による甚大な被害が発生**していることから、**日野川本川（国管理区間・県管理区間）及び日野川の支川（県管理区間）**※について、特定都市河川の指定に向けた調整を行う。
- 流域治水に係る施策を講じる区域である特定都市河川流域は、指定区間の最下流端に係る**集水域**（降った雨が集まる範囲）、**下水道の排水区域**（他流域から流入する場合は算入。他流域に排水する場合は除外）、**流域外の氾濫想定区域**（当該範囲の雨水浸透阻害行為は許可の対象外）が対象となることから、**日野川流域全体が特定都市河川流域の対象**となる。



日野川特定都市河川の指定に向けたスケジュール(案)

- 令和8年度中の特定都市河川指定に向けて、令和7年度に特定都市河川の指定に向けた検討を行う。
- 特定都市河川指定後は、流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画の策定に向けた検討を行う。

■ 日野川における特定都市河川指定に向けたスケジュール (案)

